

救急・災害医療に係る現状について

救急医療の現状

救急医療体制の経緯①

1948（昭和23年）消防組織法→消防組織は独立（市町村）

1963（昭和38年）消防法の一部改正（昭和38年法律第88号）
救急搬送業務の法制化

1964（昭和39年）救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）
⇒救急医療機関告示制度

1977（昭和52年）救急医療対策の整備事業について
(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知)
初期、第二次、第三次救急医療体制の発足

（別添）「救急医療対策事業実施要綱」

初期救急医療体制

休日夜間急患センター事業、小児初期救急センター事業

入院を要する（第二次）救急医療体制

病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療拠点

救命救急センター

1989（平成元年）救急医療体制検討会

1991（平成3年）救急救命士法

救急医療体制の経緯②

1997（平成9年）救急医療体制基本問題検討会

- －救急医療体制のあり方
- －救急医療体制の個別課題
- －救急医療の啓発普及
- －救急医学教育

2000（平成12年）病院前救護体制のあり方に関する検討会

- －病院前救護体制におけるメディカルコントロールについて
- －地域における病院前救護体制を支える体制作り
- －救急救命士の業務内容、教育と養成について
- －心肺蘇生法の啓発・普及

2008（平成20年）救急医療の今後のあり方に関する検討会

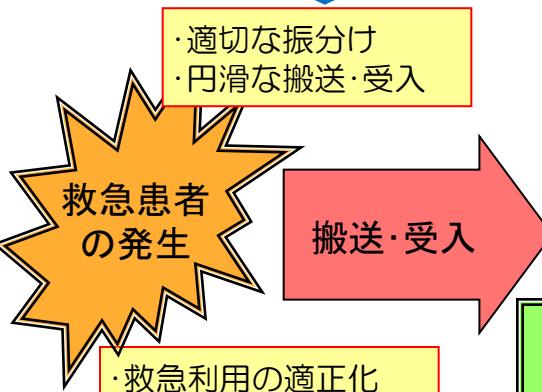
- －二次医療機関、三次医療機関の充実
- －救急搬送における課題と円滑な受入推進について

2013（平成25年）救急医療体制等のあり方に関する検討会

- －救急患者搬送・受入体制の機能強化について
- －救急医療機関・救急医療体制の充実強化について
- －救急患者の搬送等について
- －小児救急医療における救急医療機関との連携について
- －母体救命に関する救急医療機関との連携について
- －精神疾患有する患者の受け入れ及び対応後の精神科との連携体制の構築について

救急医療の充実

- ・ICT活用した搬送システムの構築
- ・地域の搬送・受入ルールの策定
- ・MC協議会への専任医師の配置
- ・一時的であっても必ず受け入れる医療機関の整備
- ・ドクターヘリの全国的な配備や広域連携 等



- ・住民への普及啓発
- ・救急医療情報キット等の推進
- ・小児医療の電話相談事業 (#8000) の拡充 等

三次救急医療(救命救急医療)

救命救急センター(289カ所) 平成30年4月1日現在
(うち、高度救命救急センター(41カ所))
※ ドクターヘリ(52カ所) 平成30年3月26日現在

二次救急医療(入院を要する救急医療)

- ・病院群輪番制病院(396地区、2,874カ所)
- ・共同利用型病院(22カ所) 平成29年3月31日現在

初期救急医療

- ・在宅当番医制(600地区)
- ・休日夜間急患センター(563カ所) 平成29年3月31日現在

- ・診療実績に応じた、救命救急センター や二次救急医療機関への支援の充実
- ・診療所医師の救急医療への参画の推進
- ・救急医療を担う医師に対する手当への支援
- ・院内トリアージを行う看護師等の配置、医師事務作業補助者の配置 等

- ・転院等が可能な地域の体制確保
- ・転院等や施設間連携を図るための専任者の配置
- ・情報開示と国民の理解 等

後方病院

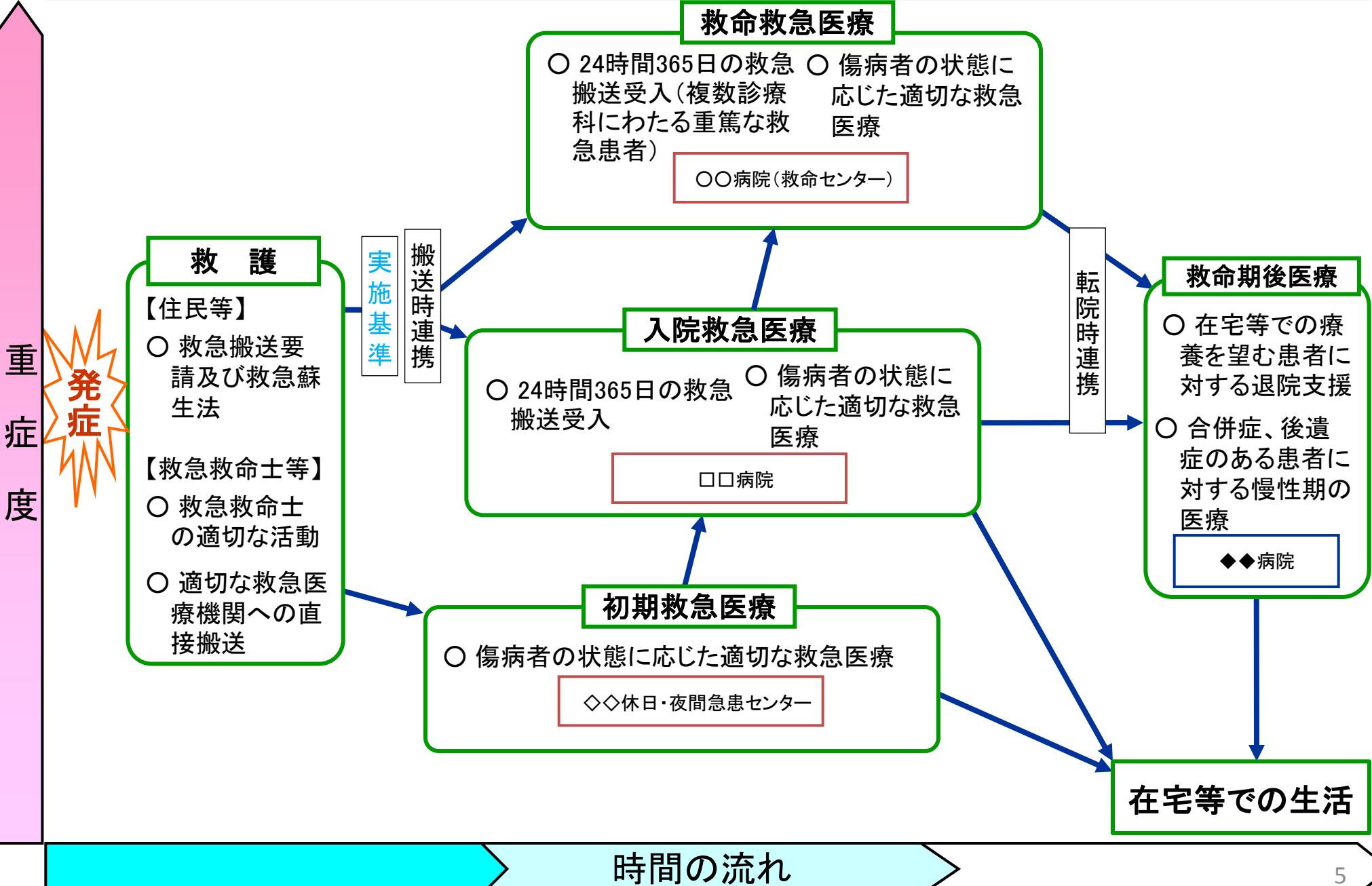
・「出口の問題」解消

転院・転床
退院



在宅
社会復帰

救急医療の体制



初期救急医療の機能

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付医政指発0331第3号)抜粋)
(救急医療対策事業実施要綱(平成29年3月27日付一部改正医政発0327第38号)抜粋)

概要

- ・傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

医療機関に求められる事項

主に、独歩で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行う。

- ・救急医療の必要な患者に対し、外来診療を提供すること
- ・休日・夜間急患センターの設置や、在宅当番医制などと合わせて、地域で診療の空白が生じないように努めること
- ・病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること
- ・休日・夜間に対応できる薬局と連携していること
- ・自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知していること

第二次救急医療の機能

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付医政指発0331第3号)抜粋)
(救急医療対策事業実施要綱(平成29年3月27日付一部改正医政発0327第38号)抜粋)

概要

- ・二次医療圏単位で設定し、地方公共団体により指定。
- ・24時間 365 日、救急搬送の受け入れに応じること
- ・傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

医療機関に求められる事項

- ・地域で発生する救急患者への初期診療を行い、必要に応じて入院治療を行う。
- ・脳卒中、急性心筋梗塞等に対する医療等、自施設で対応可能な範囲において高度な専門的診療を担う。
- ・自施設で対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに救命救急医療を担う医療機関等へ紹介する。
- ・救急救命士等への教育も一部担う
- ・救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること
- ・救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。
- ・救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること。
- ・初期救急医療や精神科救急医療体制等と連携していること。
- ・当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣のより適切な医療機関と連携していること。
- ・救命医療情報センターを通じて、診療可能な日時や、診療機能を住民・救急搬送機関に周知していること
- ・急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションを実施すること。
- ・医師、看護師、救急救命士等の医療従事者に対し、必要な研修を行うこと。
- ・数年間、受入実績のない救急医療機関については、その位置付けについて見直しを検討すること
- ・救急病院等を定める省令によって定められる救急病院であること。

救命救急センターについて①

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付医政指発0331第3号)抜粋)
(救急医療対策事業実施要綱(平成29年3月27日付一部改正医政発0327第38号)抜粋)

概要

- ・都道府県の医療計画に基づき、都道府県知事により指定され、救命救急医療機関として位置付けられたもの。
- ・24時間365日、救急搬送の受け入れに応じること
- ・傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

医療機関に求められる事項

- ・緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。
 - ・その他の医療機関では対応できない重篤患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。
 - ・また、救命救急士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠点となる。
-
- ・脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の患者や、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害も含めて24時間365日必ず受け入れる事が可能であること
 - ・集中治療室(ICU)、心臓病専門病室(CCU)、脳卒中専門病室(SCU)等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能なこと
 - ・救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること(救急科専門医等)
 - ・必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること
 - ・実施基準の円滑な運用・改善及び都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと

救命救急センターについて②

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付医政指発0331第3号)抜粋)
(救急医療対策事業実施要綱(平成29年3月27日付一部改正医政発0327第38号)抜粋)

- ・救命救急に係る病床の確保のため、一般病棟の病床を含め、医療機関全体としてベッド調整を行う等の院内の連携がとられていること
- ・急性期のリハビリテーションを実施すること
- ・急性期を経た後も、重度の脳機能障害(遷延性意識障害等)の後遺症がある患者、精神疾患を合併する患者、人工呼吸器による管理を必要とする患者等の、特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転棟、転院できる体制にあること。
- ・実施基準の円滑な運用・改善及び都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと
- ・DMAT派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと。
- ・救急医療情報センターを通じて、診療機能を住民・救急搬送機関等に周知していること。
- ・医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力していること
- ・都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師を参加させるとともに、救急救命士の気管挿管・薬剤投与等の病院実習や、就業前研修、再教育などに協力していること
- ・救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)によって定められる救急病院であること。

→ 現在、47都道府県、289カ所が指定されている（平成30年4月1日時点）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
センター数	221	221	246	259	266	271	279	284	289

(各年度末) 9

救急救命士について

救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、重度傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業とする者（平成3年に救急救命士法により制度創設）

傷病者の発生

救急搬送

- 生命の危機回避、
- 適切な搬送先の選定、○迅速な搬送、
- 搬送途上における著しい症状悪化の回避



- ・救急救命士による救急救命処置
- ・救急隊員による応急処置

- 傷病者の救命率の向上、
- 予後の向上



救急医療機関

メディカルコントロール：医学的観点から、救急救命士の救急救命処置等の質を保障

- 業務のプロトコールの作成
- 医師の指示、指導・助言
- 救急活動の事後検証
- 救急救命士等の教育 等

メディカルコントロール協議会

- ・医療機関（救命救急センター長など）
- ・都道府県・郡市区医師会
- ・消防機関
- ・県（衛生部局、消防部局） 等

救急救命士による救急救命処置

(「救急救命処置の範囲等について」平成4年指第17号 改正:平成26年1月31日 医政指発0131第1号をベースとして、
「救急隊員の行う応急処置等の基準」昭和53年消告2号 改正平成16年消告1・21を合わせて作成)

一般人でも可能	医師の包括的な指示	救急救命士のみ	医師の具体的指示 (特定行為)
<ul style="list-style-type: none"> ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察 必要な体位の維持、安静の維持、保溫 骨折の固定 圧迫止血 胸骨圧迫 呼気吹き込み法による人工呼吸 用手法による気道確保 自動体外式除細動器による除細動 (※) 酸素吸入器による酸素投与 経口エアウェイによる気道確保 バッグマスクによる人工呼吸 口腔内の吸引 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫 心マッサージの施行 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察 必要な体位の維持、安静の維持、保溫 骨折の固定 圧迫止血 胸骨圧迫 呼気吹き込み法による人工呼吸 用手法による気道確保 自動体外式除細動器による除細動 (※) 酸素吸入器による酸素投与 経口エアウェイによる気道確保 バッグマスクによる人工呼吸 口腔内の吸引 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫 心マッサージの施行 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科領域の処置 小児科領域の処置 産婦人科領域の処置 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリン投与 血糖測定器を用いた血糖測定 気管内チューブを通じた気管吸引 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取 血圧計の使用による血圧の測定 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去 経鼻エアウェイによる気道確保 パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定 ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫 心マッサージの施行 	<ul style="list-style-type: none"> 乳酸リングル液を用いた静脈路確保のための輸液 (※) 食道閉鎖式エアウェイ、ラシングアルマスク及び気管内チューブ (※) による気道確保 エピネフリンを用いた薬剤の投与 (※) 乳酸リングル液を用いた静脈路確保及び輸液 低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

メディカルコントロール体制の確保

メディカルコントロール

傷病者の救命率や予後の向上のため、①業務のプロトコールの作成、②医師の指示、指導・助言、③救急活動の事後検証、④救急救命士等の教育等により、医学的観点から、救急救命士の救急救命処置等の質を保障

地域メディカルコントロール協議会

(医療機関(救急医など)、郡市区医師会、消防機関、県(衛生部局、消防部局)等)

- ・業務のプロトコールの作成
- ・医師の指示、指導・助言体制の整備
- ・救急活動の事後検証体制の確保
- ・救急救命士等の教育機会の確保
- ・地域の医療機関と消防機関の連絡調整 等



都道府県メディカルコントロール協議会

(医療機関(救命救急センター長など)、都道府県医師会、消防機関、県(衛生部局、消防部局)等)

- ・地域のメディカルコントロール体制間の調整
- ・地域メディカルコントロール協議会からの報告に基づき 指導、助言 等

全国メディカルコントロール協議会連絡会

・全国の関係者間での情報共有及び意見交換の促進等

傷病者の発生

救急搬送

- ・救急救命士による救急救命処置
- ・救急隊員による応急処置



救急医療機関



MC協議会の協議事項

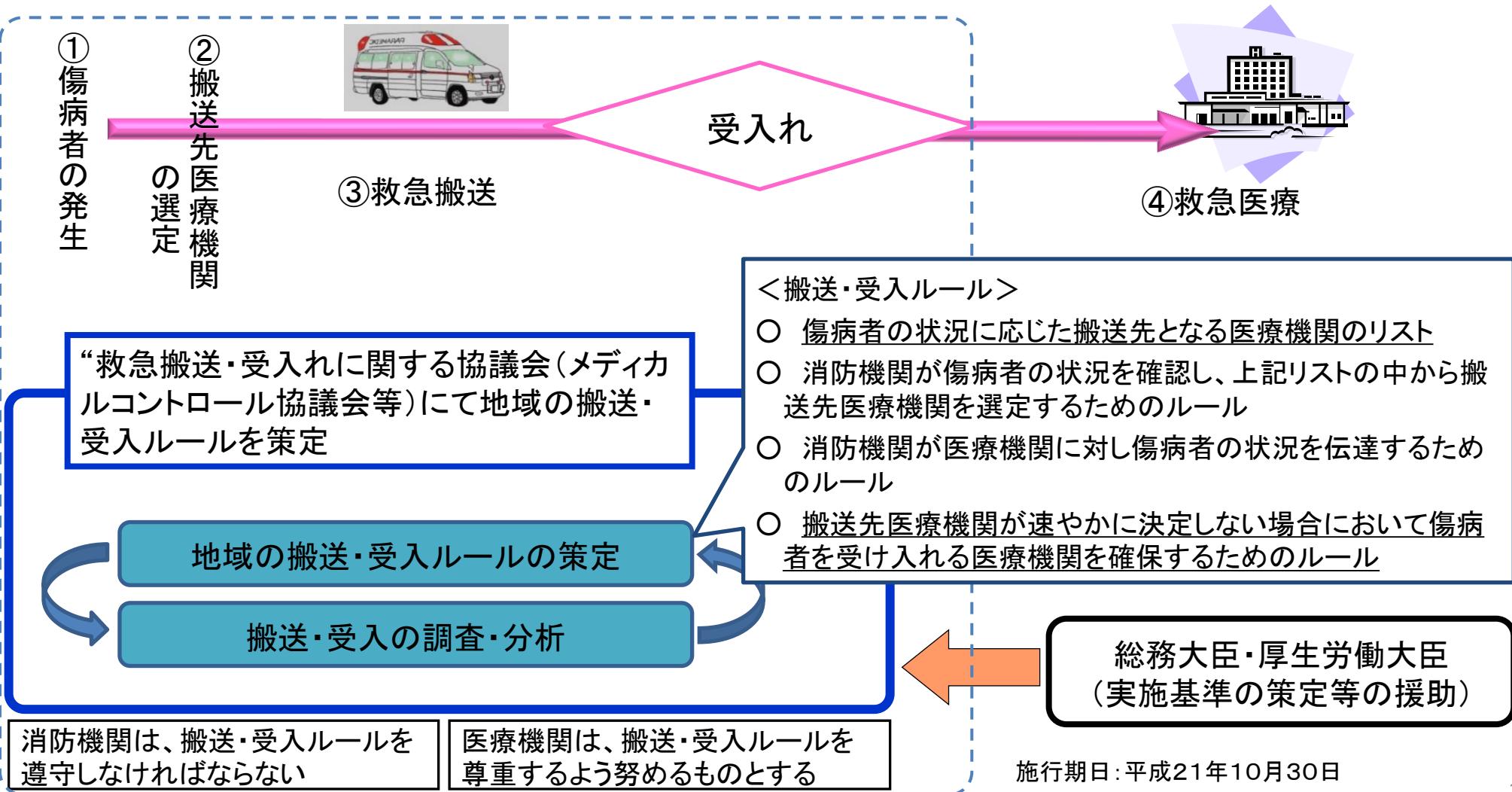
「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」

(平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省地域医療計画課長通知)

- 救急救命士等の行う処置や、疾患に応じた活動プロトコールを策定し、事後検証等によって隨時改訂すること
- 実施基準を踏まえ、搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって隨時改訂すること
- 医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制が確立されていること
- 救急救命士等への再教育を実施すること
- ドクターカーやドクターへリ等の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
- ドクターへリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が連携・協議する体制を、メディカルコントロール協議会等を活用して構築し、より地域で連携したきめ細やかな取組を進めること
- 必要に応じて年間複数回以上協議会を開催すること

消防法の改正「搬送・受入れルールの策定」

- 都道府県に医療機関、消防機関等が参画する協議会(メディカルコントロール協議会等)を設置し、“消防機関による傷病者の搬送”及び“医療機関による当該傷病者の受入れ”的迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準(実施基準)の策定を義務付け。



協議会の組織と実施基準について



協議会(第35条の8)

- ・消防機関、医療機関等により構成
- ・実施基準に関する協議
- ・実施基準の実施状況に関する調査・分析等

都道府県

ルール策定

実施基準(第35条の5)

- ・傷病者の状況に応じて適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
- ・消防機関がリストの中から搬送先を選定するための基準
- ・傷病者の状況を伝達するための基準
- ・搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に、受入医療機関を確保するための消防機関と医療機関の合意形成基準

① 医療機関のリスト(例)

傷病者の状況		医療機関のリスト
重篤(バイタルサイン等による)		A救命救急センター、B救命救急センター
緊急性	脳卒中 疑い	t-PA適応疑い B救命救急センター、D病院
	その他	C病院、E病院
心筋梗塞(急性冠症候群)疑い		A救命救急センター、E病院
胸痛		A救命救急センター、B救命救急センター、D病院
重症度 緊急性 高	外傷 多発外傷	A救命救急センター、B救命救急センター
	その他	C病院
...		...
妊産婦		B救命救急センター、F病院、G病院
小児		B救命救急センター、J病院、K病院
開放骨折		B救命救急センター、H病院
...		...
特殊性		急性アルコール中毒 C病院、D病院、E病院
...		...

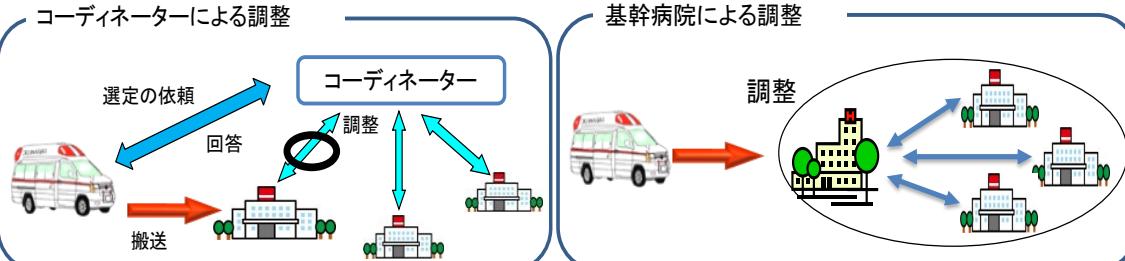
② 選定基準

- ・搬送時間が短い直近の医療機関選定を前提とし、医療機関の受入可否状況や傷病者のかかりつけ医療機関の有無等も考慮

③ 伝達基準

- ・医療機関リストの区分に該当すると判断した症状等の情報等について優先して伝達。

④ 受入医療機関を確保するための方策(例)



※ 上記の基準は例示であり、分類基準をどう策定するかは地域の実情に応じて決定されるものである

救急医療体制強化事業

① メディカルコントロール体制強化事業

【事業目的】

メディカルコントロール協議会に地域の救急医療の実情に精通した医師を配置し、救急搬送困難事例の解消等を図り、円滑な救急搬送受入体制を構築するなど、メディカルコントロール体制強化を図るため、医師を配置するために必要な経費等について財政支援を行うもの。

【事業概要】

- 補助先 都道府県
- 対象経費 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金、諸謝金、報償費、需用費、役務費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃料、旅費、広報経費、研修費、委託料
- 基準額 43,915千円 ○補助率 1／2（国1／2、都道府県1／2）

② 搬送困難事例受入医療機関支援事業

【事業目的】

長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても受け入れる医療機関を確保し、搬送困難事例解消、地域における円滑な救急医療体制の構築を図るため、救急患者を確実に受け入れるために必要な体制（空床等）を確保する医療機関に対し、必要な経費等について財政支援を行うもの。

【事業概要】

- 補助先 都道府県（間接補助先：医療機関）
- 対象経費 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金、諸謝金、報償費、需用費、役務費、通信運搬費、医療機器等備品購入費、使用料及び賃料、旅費、自動車維持費、空床確保経費※1
- 基準額 ※1 必ず救急患者を受け入れる医療機関が対象
1 医療機関あたり 76,285千円（※1）、12,621千円（※2）
※1 必ず救急患者を受け入れる医療機関が対象 ※2 一時的であっても救急患者を受け入れる医療機関が対象
- 補助率 1／3

救急医療情報センター運営事業

県全域を対象とする救急医療情報センターを整備し、市町村の区域を超えた救急医療情報の収集・提供を行う。また、災害時には医療機関の情報収集などを行うための全国的なネットワークとして機能する。（広域災害・救急医療情報システム）

（対象経費） システム経費、技術員雇上経費等

（補助先） 都道府県（委託を含む）

（補助率） 1/3（負担割合：国1/3、都道府県2/3）

（創設年度） 昭和52年度

事業内容

（1）通常時の事業

ア 情報収集事業（隨時更新）

（ア）診療科別医師の在否

（イ）診療科別の手術及び処置の可否

（ウ）病室の空床状況（診療科別、男女別、集中治療室等の特殊病室及びその他）

（エ）その他救急医療情報センター運営委員会等
が必要と認める情報

イ 情報提供、相談事業

医療施設、消防本部及び地域住民からの問い合わせ

に対して適切な受入れ施設の選定、確認
又は回答を行うものとする。

ウ 救急医療情報センター運営委員会の開催

（2）災害時の情報収集及び提供事業

ア 医療施設状況

イ 患者転送要請

ウ 医薬品等備蓄状況

エ 電気等の生活必需基盤の確保状況

オ 受入患者状況

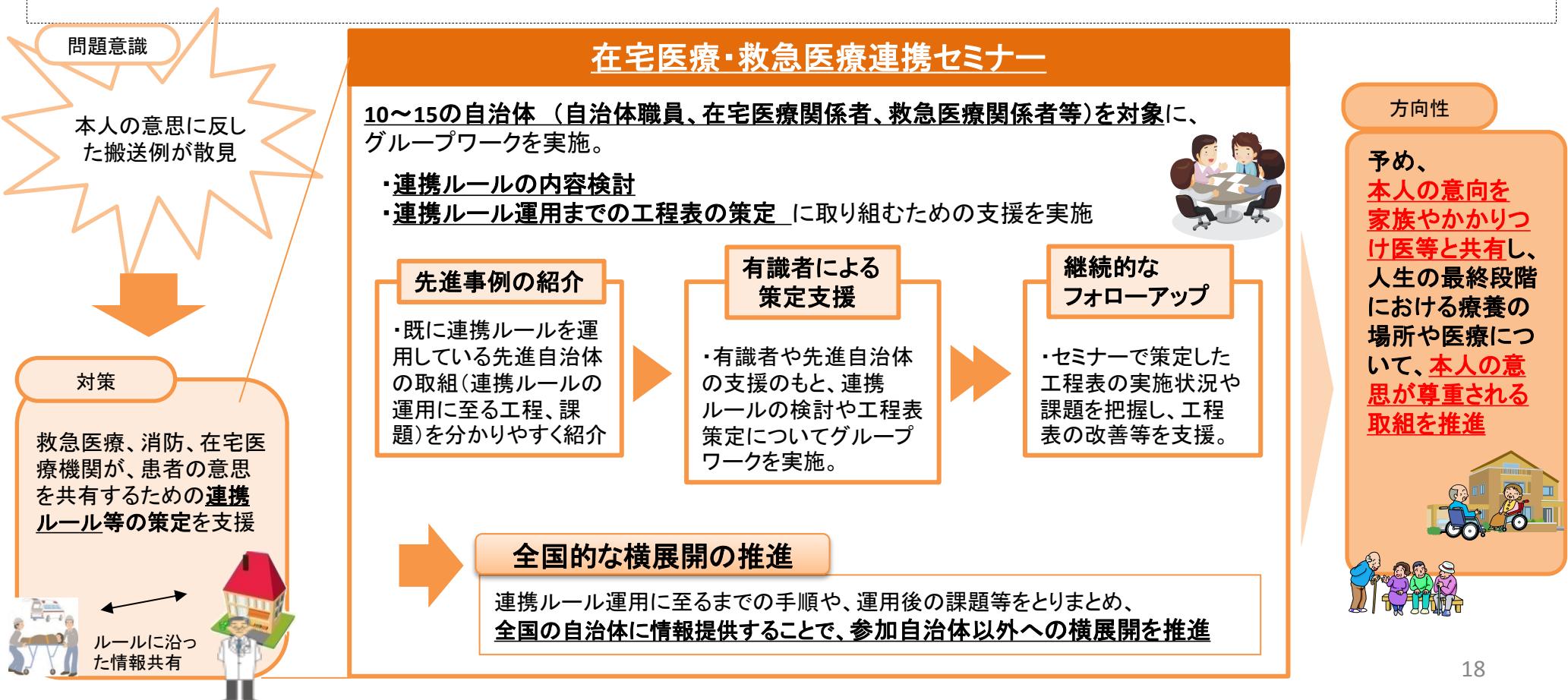
在宅医療・救急医療連携セミナー

＜背景・課題＞ 本人の意思に反した(延命を望まない患者の)救急搬送が散見

国民の多くが人生の最期を自宅で迎えることを希望している。一方、高齢者の救急搬送件数も年々増加し、また大半は、人生の最終段階における医療等について、家族と話し合いを行っていない。このような背景を踏まえると、今後、本人の意思に反した救急搬送が増加する懸念がある。

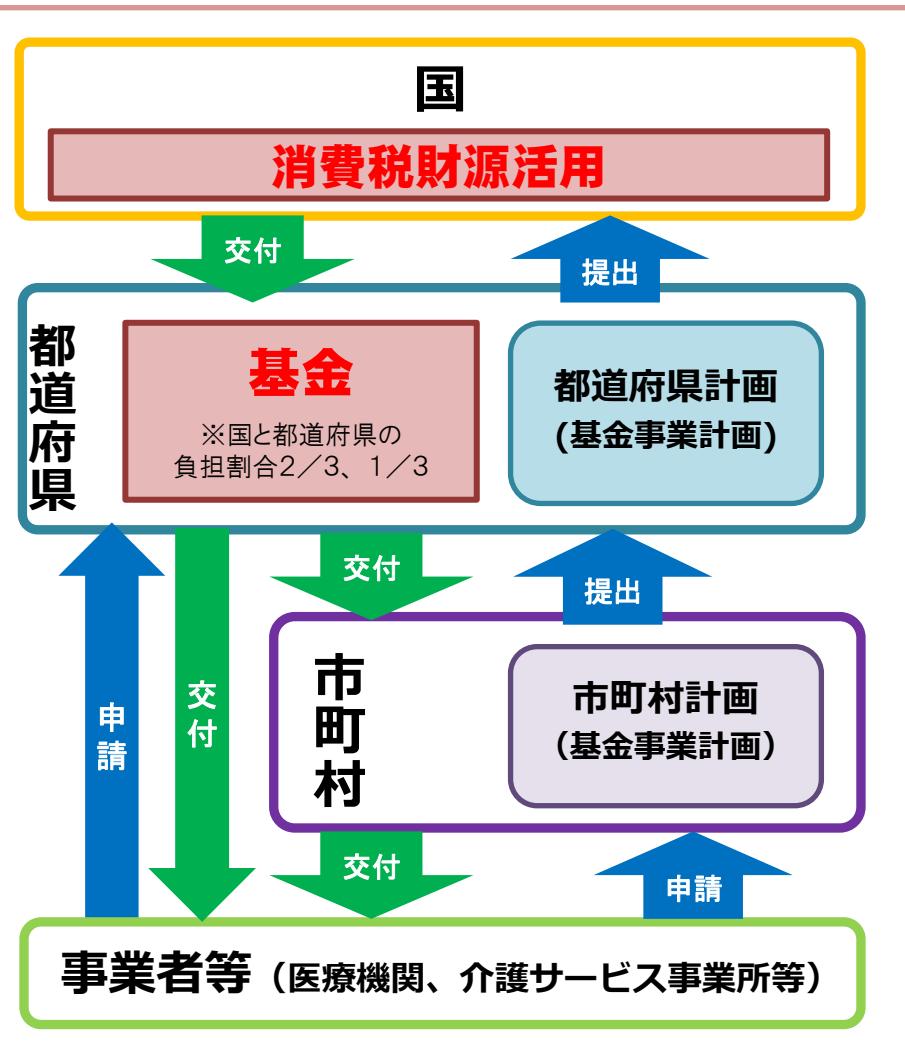
＜対策＞ 患者の意思を関係機関間で共有するための連携ルールの策定支援

先進自治体では、在宅医療関係者と救急医療関係者の協議の場を設け、救急搬送時の情報共有ルールの設定や、住民向け普及啓発に取り組んでいる。こうした先進事例をもとに、複数の自治体を対象としたセミナーを実施し、連携ルール策定のための重点的な支援を行う。また、本取組について全国的な横展開を推進していくことで、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境を整備する。



地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税增收分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1／目標と計画期間(原則1年間)／事業の内容、費用の額等／事業の評価方法※2
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

地域医療介護総合確保基金の対象事業①

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備の整備に対する助成を行う。

(病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備)

- ・平成27年度以降に策定される地域医療構想に基づいた病床機能の転換等の施設・設備整備に対する助成事業
- ・ICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を行う事業



2. 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

(在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備)

- ・在宅医療の実施に係る拠点の整備／・在宅医療に係る医療連携体制の運営支援／・在宅医療推進協議会の設置・運営 等

(在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業)

- ・在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成／・訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 等

(その他の在宅医療の推進に資する事業)

- ・在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備／・在宅医療や終末期医療における衛生材料や医療用麻薬等の円滑供給の支援 等



3. 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

(地域密着型サービス施設等の整備への助成)

- ・地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対する支援

(介護施設の開設準備経費等への支援)

- ・特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援
(※定員30人以上の広域型施設を含む。)
- ・訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等の支援
- ・土地の取得が困難な都市部等での定期借地権の設定のための一時金の支援
- ・介護施設で働く職員等の確保のために必要な施設内の保育施設の整備に対する支援

(特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善)

- ・特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に対する支援
- ・特別養護老人ホーム等のユニット化改修に対する支援
- ・介護療養型医療施設等を老人保健施設等への転換整備に対する支援

(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ等

※ 定員30名以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。



地域医療介護総合確保基金の対象事業②

4. 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。



(医師確保対策)

- ・ 地域医療支援センターの運営
- ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施
- ・ 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- ・ 女性医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士の復職や再就業の支援 等

(看護職員等確保対策)

- ・ 新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施
- ・ 看護職員が都道府県内に定着するための支援
- ・ 看護師等養成所の施設・設備整備、看護職員定着促進のための宿舎整備 等

(医療従事者の勤務環境改善対策)

- ・ 医療勤務環境改善支援センターの運営
- ・ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援
- ・ 電話による小児患者の相談体制や休日・夜間の小児救急医療体制の整備 等

5. 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。



(参入促進)

- ・ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- ・ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- ・ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- ・ 介護未経験者に対する研修支援
- ・ 遠隔地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 等

(資質の向上)

- ・ 介護人材キャリアアップ研修支援 ／ ・ 各種研修に係る代替要員の確保 ／ ・ 潜在介護福祉士の再就業促進
- ・ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ／ ・ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ／ ・ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 等

(労働環境・処遇の改善)

- ・ 新人介護職員に対するエルダー、メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- ・ 管理者等に対する雇用管理改善方策の普及(雇用管理改善の説明会、介護ロボット導入支援等)
- ・ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援 等

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」

策定の背景

- 平成18年3月に富山県射水市民病院における人工呼吸器取り外し事件が報道され、「尊厳死」のルール化の議論が活発化。
- 平成19年、厚生労働省に、「終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会」を設置し、回復の見込みのない末期状態の患者に対する意思確認の方法や医療内容の決定手続きなどについての標準的な考え方を整理することとした。
- パブリックコメントや、検討会での議論を踏まえ、平成19年5月に「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」をとりまとめた。

※平成26年度に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に改称。

ガイドラインの概要

1 人生の最終段階における医療及びケアの在り方

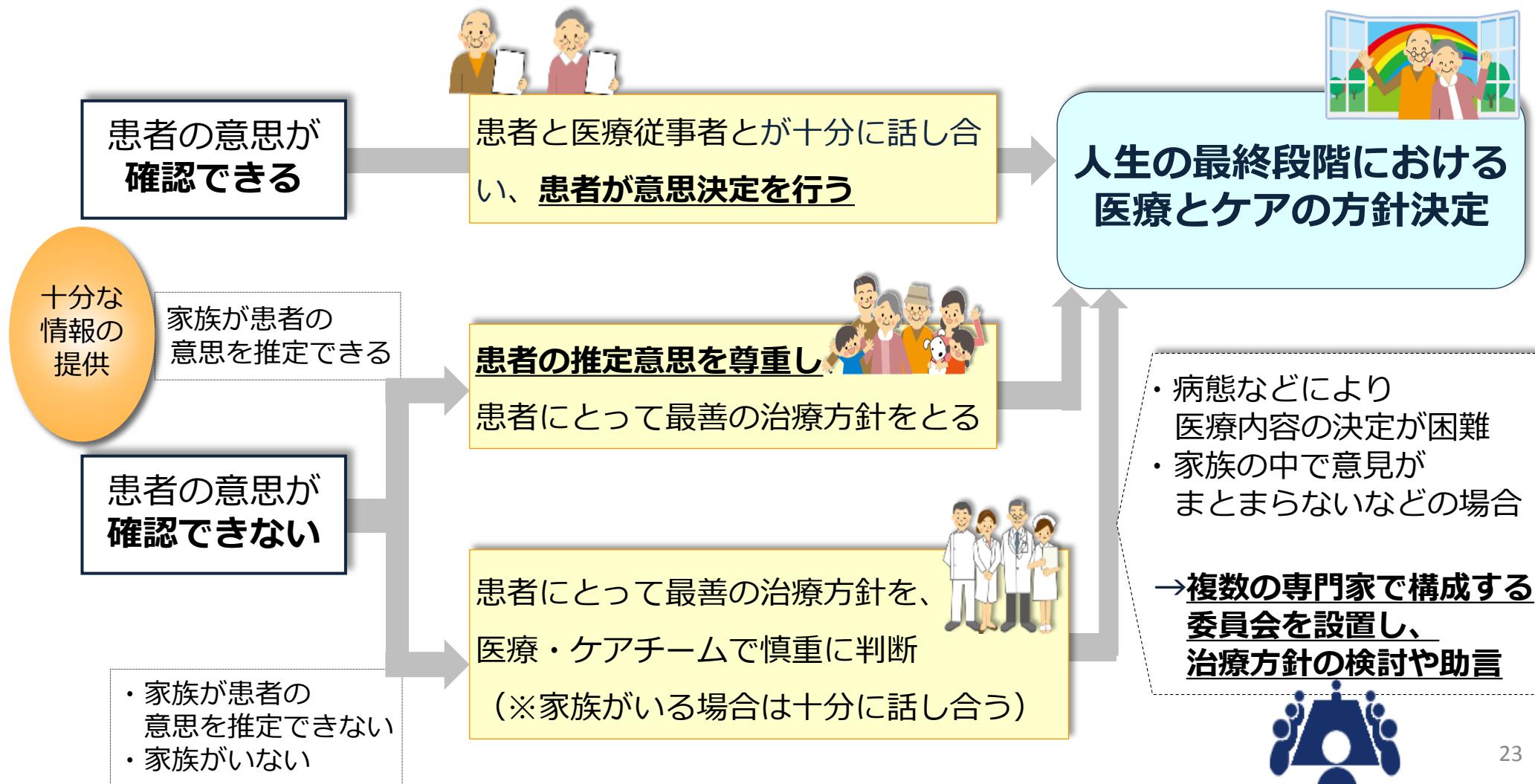
- 医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として人生の最終段階における医療を進めることが重要。
- 人生の最終段階における医療の内容は、多専門職種からなる医療・ケアチームにより、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

2 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続

- 患者の意思が確認できる場合には、患者と医療従事者とが十分な話し合いを行い、患者が意思決定を行い、その内容を文書にまとめておく。説明は、時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じてその都度行う。
- 患者の意思が確認できない場合には、家族が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- 患者・医療従事者間で妥当で適切な医療内容について合意が得られない場合等には、複数の専門家からなる委員会を設置し、治療方針の検討及び助言を行うことが必要。

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」 方針決定の流れ（イメージ図）

人生の最終段階における医療およびケアについては、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として進めることが最も重要な原則



精神科救急医療体制整備事業

【目的】緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保する(平成20年度~)

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助率】1/2

【主な事業内容】

- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け
【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(H24~)】

第4節 精神科救急医療の確保

第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

精神科救急医療体制研修会

- ・精神科救急医療体制の運用ルールの周知。
- ・個別事例の検討、グループワーク等。

精神科救急医療体制連絡調整委員会

- ・関係機関間の連携・調整を図る

圏域毎の検討部会

- ・地域資源の把握、効果的連携体制の検討
- ・運用ルール等の策定、課題抽出

一般救急の情報センター



連携

精神科救急情報センター

- ・緊急対応が必要な患者を重症度に応じた受入先調整
- ・救急医療機関の情報集約・調整、かかりつけ医の事前登録

受入先調整

一般救急
医療圈域



一般救急
医療圈域



A精神科救急圏域
(常時対応型で対応)



常時対応型
精神科救急医療施設

※1時間以内に医師・看護師のオンコール対応が可能な病院を含む

外来対応施設

身体合併症対応施設

身体合併症のある救急患者に対応より広い圏域をカバー



照会
受入先
情報

24時間精神 医療相談窓口

- ・相談対応
- ・適宜、医療機関の紹介・受診指導



B精神科救急圏域
(病院群輪番型で対応)



病院群輪番型
精神科救急医療施設

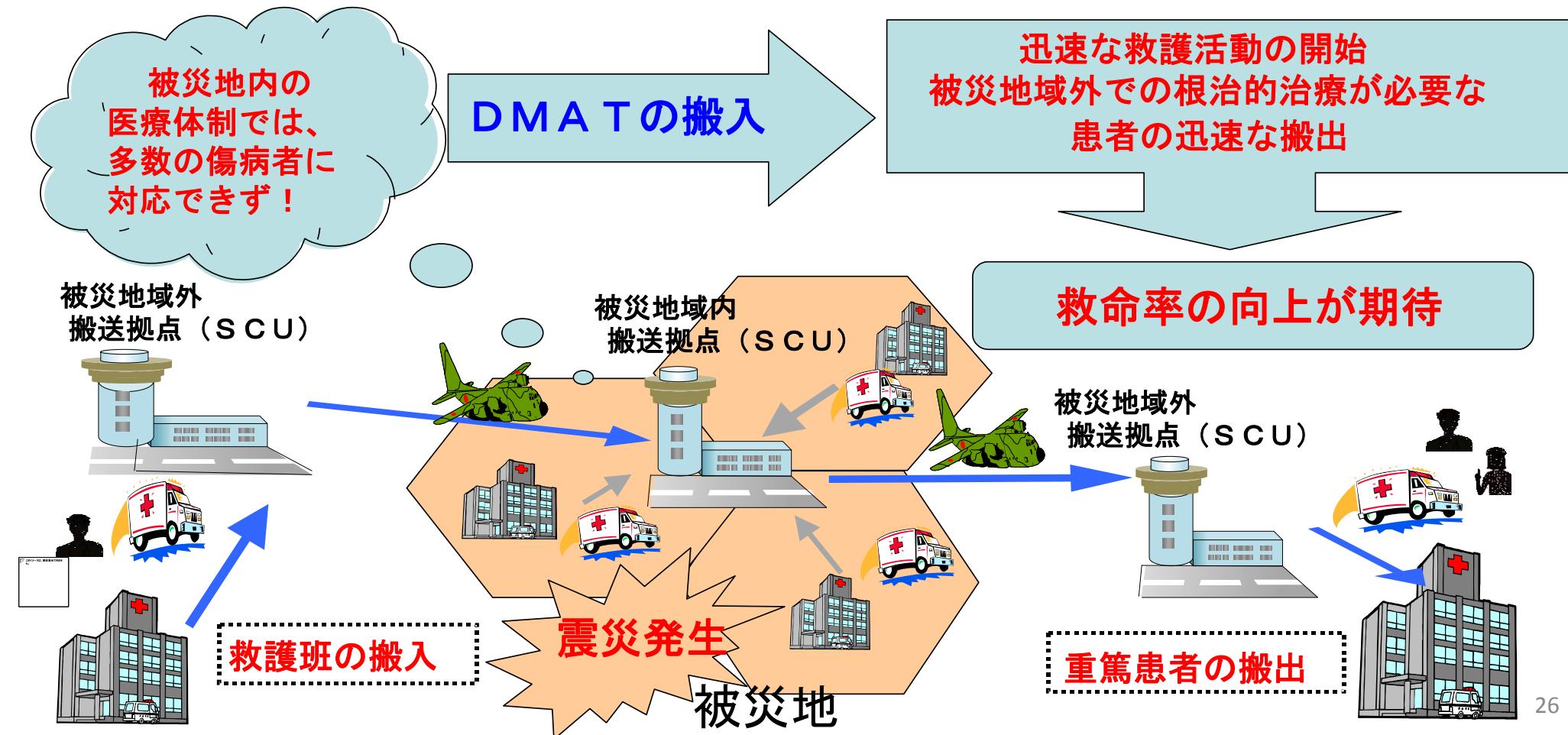
※1時間以内に医師・看護師のオンコール対応が可能な病院を含む

各精神科救急医療施設・身体合併症対応施設の連携により24時間365日対応できる体制を確保

災害医療の現状

災害派遣医療チーム(DMAT:Disaster Medical Assistance Team)

- ・災害急性期(発災後48時間以内)に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム
- ・平成17年3月から厚生労働省の災害派遣医療チーム研修事業により整備を開始。
- ・平成29年4月1日現在1,571チーム(11,481名)を養成。
- ・1チームの構成は医師1人、看護師2人、業務調整員1人の4人を基本。



災害医療等のあり方に関する検討会(平成23年平成23年7月～10月)

- 平成23年に「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、東日本大震災時の対応の中で明らかとなつた問題に対して検討を行つた。
- 論点として、「災害拠点病院」「DMAT」「中長期の医療提供体制」の3項目について検討を行つた。

報告書の概要

災害拠点病院

災害拠点病院は

- ・ 救命救急センターもしくは2次救急病院の指定
- ・ DMATを保有し、DMATや医療チームを受け入れる体制の整備
- ・ 診療機能を有する施設の耐震化
- ・ EMISへ確実に情報を入力する体制の整備
- ・ 通常の6割程度の発電容量を備えた自家発電機を保有し、3日程度の燃料の備蓄
- ・ 食料、飲料水、医薬品等の3日分程度の備蓄 等を有することが望ましい。

DMAT

- ・ DMAT1チームの移動時間を除いた活動時間は、48時間を原則とし、災害の規模に応じて、2次隊・3次隊の派遣を考慮
- ・ 衛星携帯電話を含めた複数の通信手段を保有し、インターネットに接続してEMISに情報を入力できる環境を整備する
- ・ 統括DMAT登録者をサポートするようなロジスティック担当者や、DMAT事務局において後方支援を専門とするロジスティック担当者からなるDMATロジスティックチーム(仮称)を養成する
- ・ 大規模災害時に、DMAT事務局及びDMAT都道府県調整本部等へ、DMAT保有医療機関が、統括DMAT登録者やサポート要員を積極的に派遣する 等の体制整備が望ましい。

中長期の医療提供体制

- ・ 災害時の医療チーム等の派遣について、災害対策本部内の組織(派遣調整本部(仮称))において、コーディネート機能が十分に発揮されるような体制を整備
- ・ 都道府県及び災害拠点病院は、関係機関と連携して、災害時における計画をもとに、定期的に訓練を実施
- ・ 医療機関が自ら被災することを想定して防災マニュアルを作成することが有用。さらに、医療機関は、業務継続計画を作成することが望ましい。 等

災害拠点病院指定要件の改正(報告書を踏まえた対応①)

平成23年の「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告を踏まえ、災害拠点病院の指定要件を改正。

① 運営について

- ・ 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ・ 災害発生時に、被災地からの傷病者の受け入れ拠点にもなること。
- ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。
- ・ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること。
- ・ 地域の第二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行う体制を整えていること。
- ・ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましい。

② 施設及び設備について

- ・ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- ・ 災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース(入院患者は2倍、外来患者は5倍)および簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。
- ・ トリアージタグ
- ・ 病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。
- ・ 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- ・ 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。
- ・ 食料、飲料水、医薬品等について、3日分程度を備蓄しておくこと。
- ・ 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により災害時の診療に必要な水を確保すること。
- ・ 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。
- ・ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる資機材の保有
- ・ DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること。



災害拠点病院の整備状況(報告書を踏まえた対応①)

- 平成29年4月1日時点で723病院が災害拠点病院として指定。
- 各都道府県の整備目標として、基幹災害拠点病院を原則として各都道府県に1カ所、地域災害拠点病院を原則として2次医療圏に1カ所整備することとしている。

都道府県	基幹	地域
北海道	1	33
青森県	2	7
岩手県	2	9
宮城県	1	15
秋田県	1	12
山形県	1	6
福島県	1	7
茨城県	2	13
栃木県	1	10
群馬県	1	16
埼玉県	1	17
千葉県	4	20
東京都	2	78
神奈川県	—	33
新潟県	2	12
富山县	2	6

都道府県	基幹	地域
石川県	1	9
福井県	1	8
山梨県	1	8
長野県	1	9
岐阜県	2	10
静岡県	1	20
愛知県	2	33
三重県	1	12
滋賀県	1	9
京都府	1	12
大阪府	1	18
兵庫県	2	16
奈良県	1	6
和歌山县	1	9
鳥取県	1	3
島根県	1	9

都道府県	基幹	地域
岡山県	1	9
広島県	1	17
山口県	1	12
徳島県	1	10
香川県	1	8
愛媛県	1	7
高知県	1	11
福岡県	1	29
佐賀県	2	6
長崎県	2	11
熊本県	1	13
大分県	1	12
宮崎県	2	9
鹿児島県	1	13
沖縄県	1	10
合計	61	662

EMISを災害時に効果的に活用することが可能になるよう、機能を強化。

導入状況

平成25年に全国の災害拠点病院に導入

報告書を踏まえて、機能強化を行った内容

① 病院被害状況入力内容の改定

- 緊急入力・詳細入力の項目拡大

(院内資源の備蓄残量明示、病院職員数、受入可能患者数等)

② 医療ニーズ・医療支援活動情報の項目拡大

- 病院だけでなく、診療所、現場、避難所、救護所等に拡大
- DMAT、救護班の活動状況

③ 指揮系統図を明示

④ 地図等による医療ニーズと医療支援情報の一元表示

(統合地図ビューワ)

DMATロジスティックス研修(報告書を踏まえた対応③)

平成26年度以降、

- ①災害時に被災都道府県に設置される都道府県医療本部や都道府県DMAT調整本部において、統括DMAT登録者等のサポートを行う
- ②DMAT事務局において、被災地に対する後方支援を行う
ロジスティックス担当者の養成を実施。

日本DMAT活動要領

(活動内容)

- ・DMATロジスティックチームは、DMAT都道府県調整本部等の本部業務において、統括DMAT登録者をサポートする。
- ・DMATロジスティックチームは、DMAT都道府県調整本部、DMAT本部の設置される被災地または被災地近傍の広域搬送拠点、高速道路サービスエリア等でロジスティックスを専門とした活動を行う。
〔※ロジスティックス:DMATの活動に関わる医薬品、通信手段を確保することをいう。
DMAT活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。〕

【DMATロジスティックス研修概要】

(対象者)

DMAT隊員のうち業務調整員 等

(日 程)

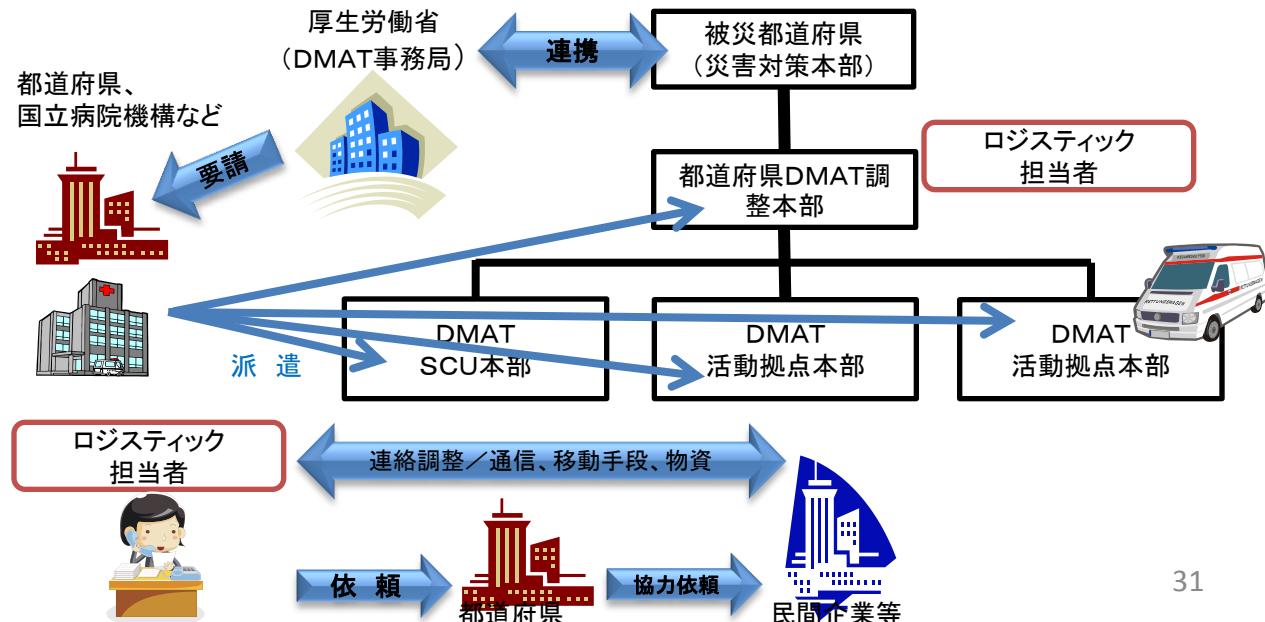
2日間

(養成数)

約 200人／回

(研修内容)

- ・調整本部や活動拠点本部など各本部の役割(指揮階層の理解)
- ・ロジスティックス拠点の設置及び運営など



DMAT事務局(報告書を踏まえた対応③)

平時におけるDMAT(災害派遣医療チーム)の養成及び隊員の質の維持・向上並びに災害時の急性期対応を円滑に行うため、平成22年にDMAT事務局を設置。報告書を踏まえ、平成25年に大阪DMAT事務局を設置。

○平時の業務

- ① 日本DMAT検討委員会の運営に係る事務
(DMATの養成カリキュラム、活動要領等の見直しに係る事務)
- ② DMAT研修の実施、各地の訓練の管理
- ③ DMAT隊員の登録、登録者の更新
- ④ 政府総合防災訓練の企画・運営
- ⑤ DMAT活動におけるロジスティクスのための関係業界との協定締結
- ⑥ DMAT活動の向上のための研究

○災害時の業務

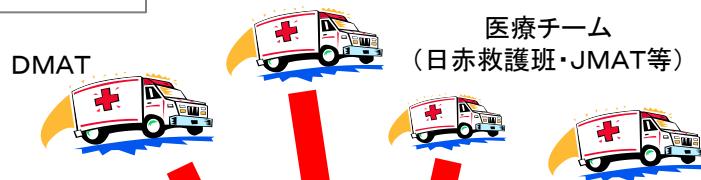
- ① DMAT派遣に関する調整
- ② DMAT活動にかかる方針の策定
- ③ 各DMATへの情報提供
- ④ 搬送手段(自衛隊等)の確保に関する調整及び情報提供
- ⑤ 被災地域外の患者受入医療機関の確保
- ⑥ 物資の調達と輸送手段の確保
- ⑦ 事務局員等の各本部への派遣
- ⑧ DMATロジスティックチーム隊員の派遣に関する調整
- ⑨ 活動終了、2次隊、3次隊等派遣の必要性の判断



都道府県災害医療コーディネーター研修(報告書を踏まえた対応④)

災害時に被災都道府県に設置される都道府県医療本部において、救護班の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーターの養成を行うことを目的とする研修を平成26年から実施。

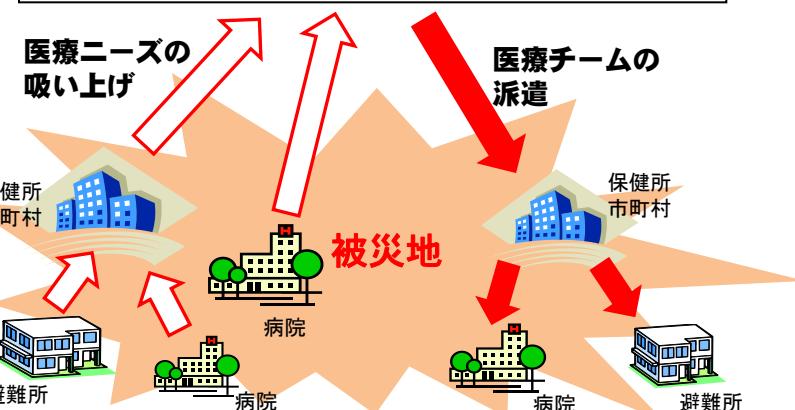
非被災県



被 灾 県

災害医療本部
(都道府県庁)

医療者と
行政の
橋渡し
都道府県
災害医療
コーディネーター



現状

各都道府県において、地域の医師等が災害医療コーディネーターに指名・委嘱され始めている

災害時における医療体制の充実強化について(平成24年3月21日医政局長通知)

※ 各都道府県に対して、救護班等の派遣調整等を行うため、派遣調整本部においてコーディネート機能を十分に発揮できる体制整備を求めている

課題

- 全国の事例が共有できていない
- 業務の標準化ができていない



全国研修の実施

都道府県災害医療コーディネーター研修

(受講対象)

災害時、都道府県の災害医療本部において、救護班等の派遣調整等を行う災害医療コーディネーター
※都道府県担当者も同時に受講

(日程) 3日間

(受講者数)

64名 × 3回 (予定)

(実施主体)

国立病院機構災害医療センター

(研修内容)

災害医療コーディネート能力の向上を図るため、以下の事項について座学及び演習を行う。

- 救護班の派遣調整等の体制確保に関する事項

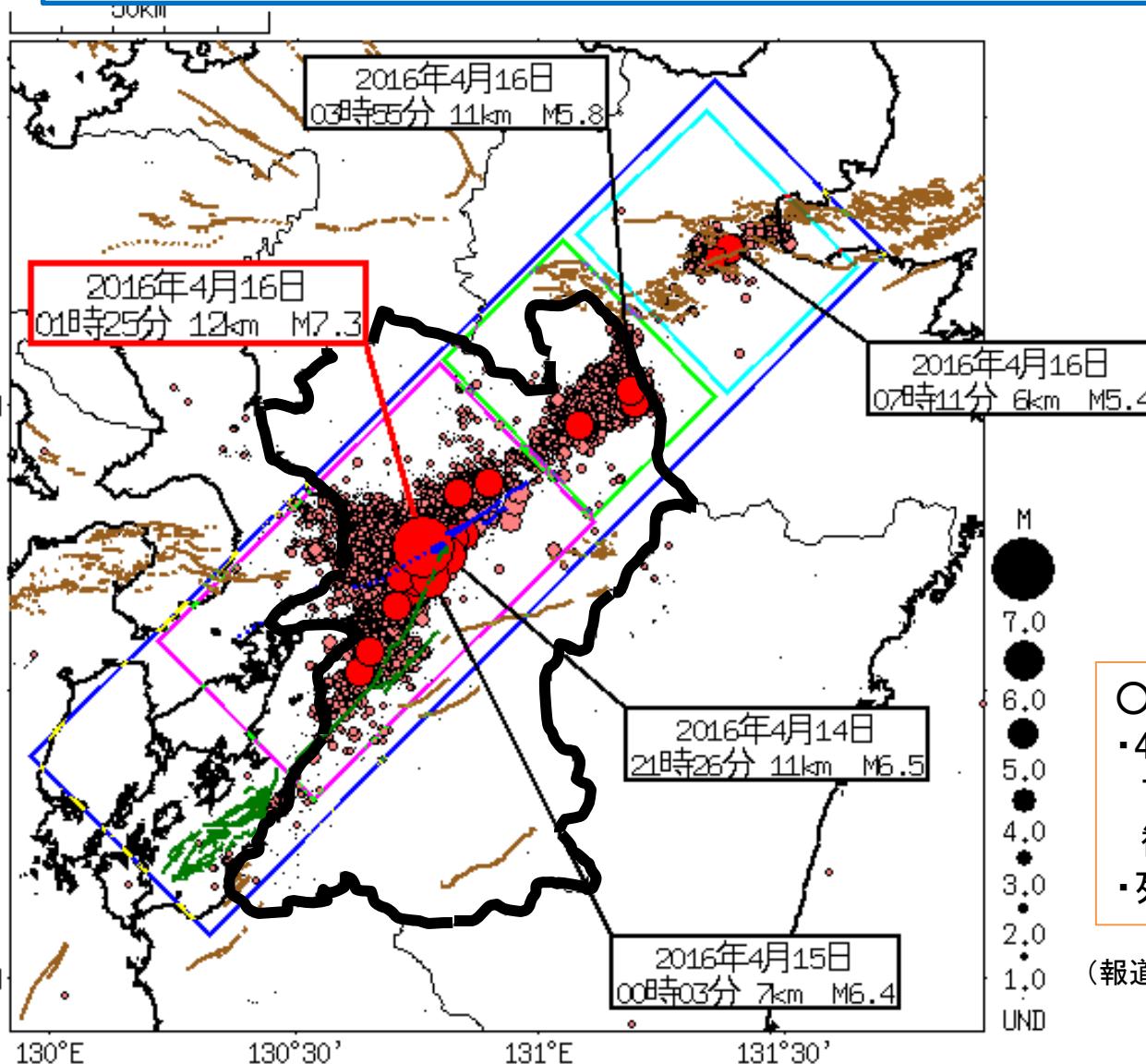
- 被災都道府県下の災害医療活動に対して都道府県に対し助言を行う体制に関する事項

(協力体制)

研修の企画・運営には日本医師会、日本赤十字社が協力

平成28年熊本地震

平成28年4月14日、16日、熊本県を中心として、最大震度7の地震が発生。



死者	49名
行方不明者	1名
負傷者	
重症	369名・軽症 1,367名
倒壊家屋	
全壊	5,676棟・半壊 11,866棟
(熊本県災害対策本部 7月1日 13:30)	

○災害の特徴

- ・4月14日21時26分の地震以降、7月12日10時00分までの間、震度1以上を観測する地震が1,879回発生。
- ・死者、負傷者に比して倒壊家屋が多かった。

(報道発表資料 平成28年7月12日10時30分 気象庁)

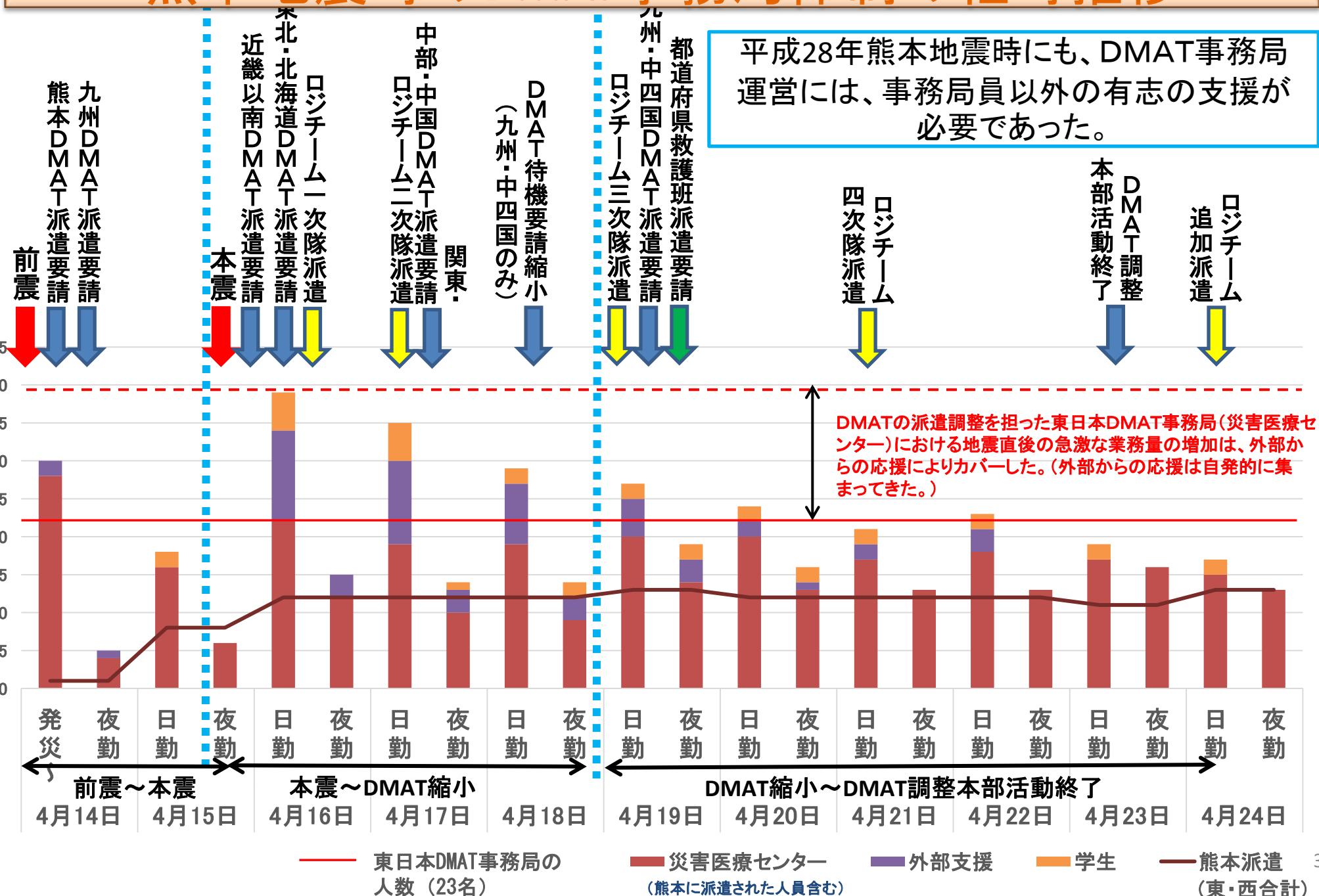
平成28年熊本地震におけるDMAT等の活動

- 東日本大震災以降構築してきた災害医療体制が、一定程度機能した。
- 被災地内の医療チームの活動等の検証の中で、新たな課題も指摘された。

- DMAT **466チーム、2,071名**が活動（熊本県内DMATは除く）
最大時には216チームが活動
- ロジスティックチーム **19チーム、84名**が派遣され、急性期の指揮系統の立ち上げや
災害医療コーディネーターの活動を補助
- 熊本県災害医療コーディネーター**14名**が災害初期から継続し活動し、急性期以降も
継続的な支援体制を構築
- ドクターへリ **13機**が活動
(熊本、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、山口、広島、岡山、高知、徳島、兵庫豊岡、 兵庫加古川)
- 病院避難を**10病院**で実施し、計**約1,500名**の大規模転院を実施

- 医療活動の中で指摘された課題
 - ・ロジスティックチームの派遣の迅速化および機能強化
 - ・災害医療コーディネート体制の強化と各地域での連携体制の構築
 - ・DMATの急性期活動から急性期以降・慢性期活動を担う医療救護班への円滑な引継ぎ
 - ・EMIS導入を含めた各医療機関の業務継続計画の整備

熊本地震時のDMAT事務局体制の経時推移



大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

(平成29年7月5日付け厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

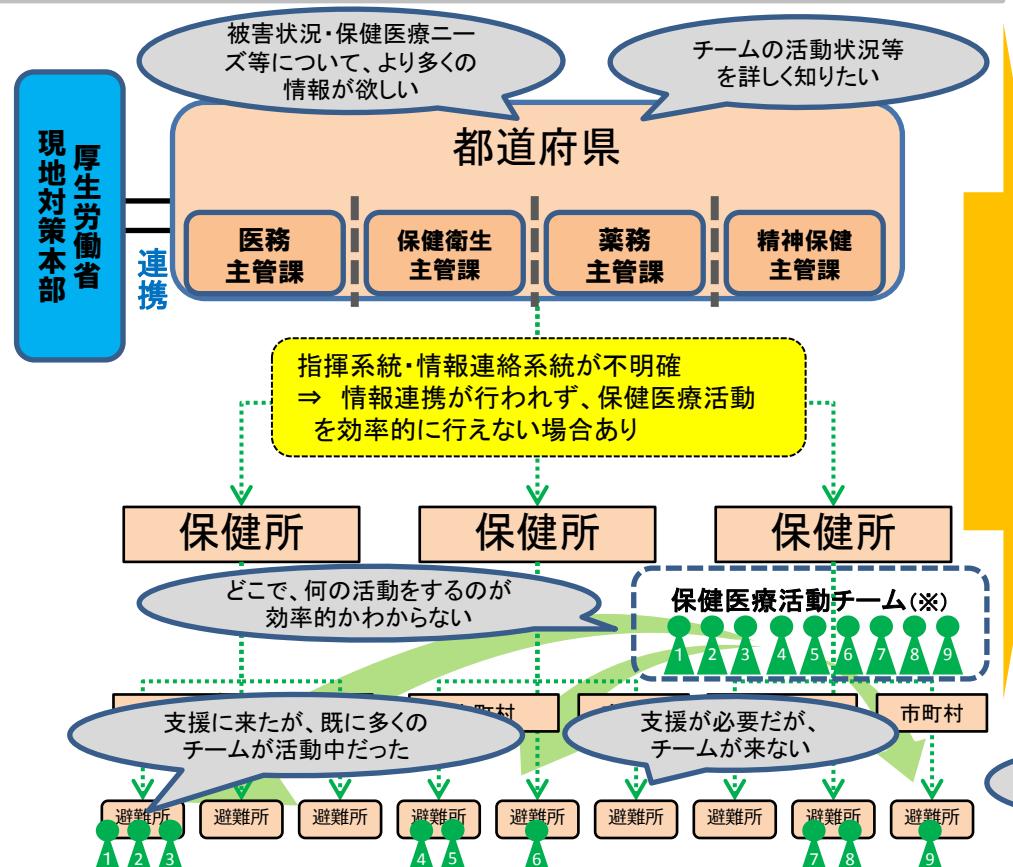
今後の災害時における保健医療ニーズに総合的に対応するため、「保健医療調整本部」の設置を都道府県に通知。

<課題>

- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

<原因>

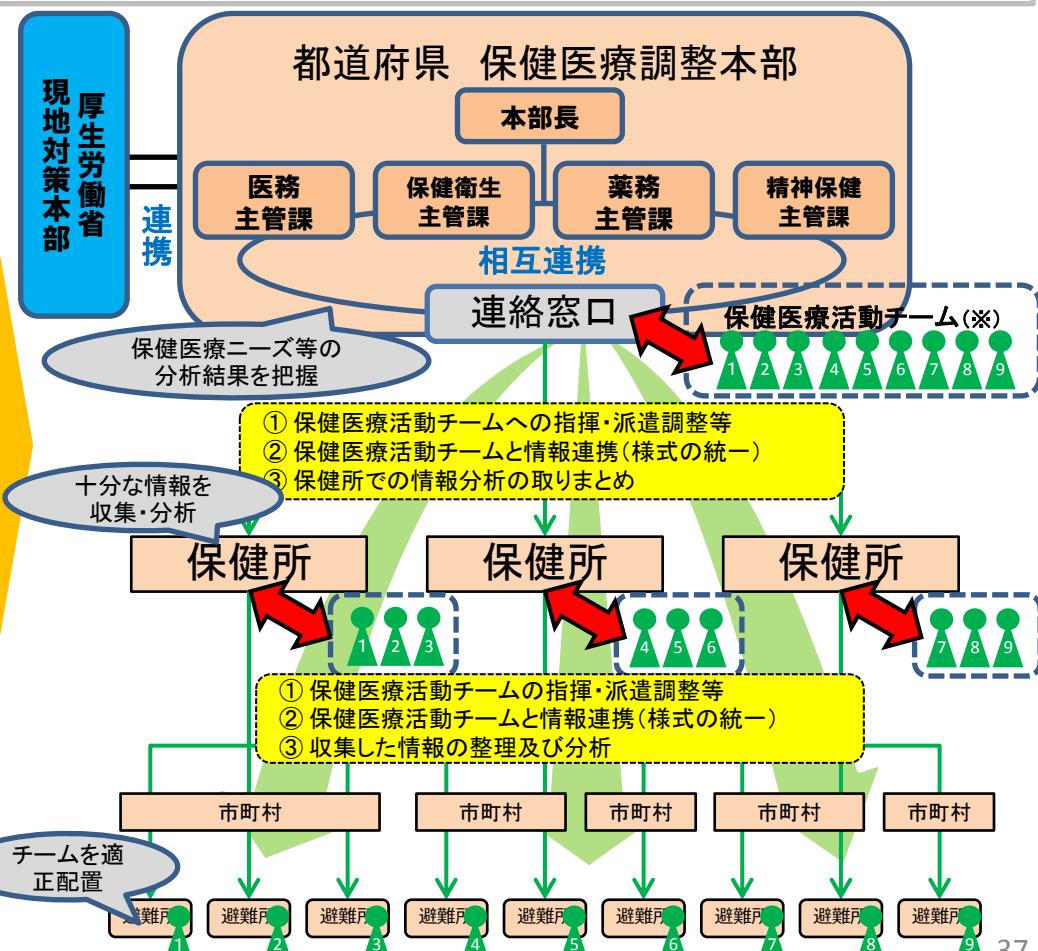
- 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。



○ 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、

- ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
- ② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）
- ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析

を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



(※) 凡例 人物アイコン: 保健医療活動チーム (DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

医療計画の見直し等における検討会(平成28年5月～12月)

- 医療計画の見直し等における検討会において、「医療機関の業務継続計画の整備」等が今後の課題とされた。
- 平成29年度より、災害拠点病院の業務継続計画策定等を義務化。

検討会において、平成28年熊本地震時の医療活動の検証を行った際に、指摘された課題
(平成28年9月9日)

- ・ロジスティックチームの派遣の迅速化及び機能強化
- ・災害医療コーディネート体制の強化と各地域での連携体制の構築
- ・DMATの急性期活動から、急性期以降・慢性期活動を担う医療救護班への円滑な引継ぎ
- ・EMIS導入を含めた各医療機関の業務継続計画の整備

災害拠点病院指定要件の一部改正について

改正の概要

(平成29年3月31日付け医政局長通知)

災害拠点病院の指定要件として、災害拠点病院の運営体制について以下の要件を満たすことを追加すること。

- ①被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ②整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ③地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
(要件を満たしていないものについては平成31年3月までに整備し、又は実施することを前提に、指定を継続することも可能とする。)

平成28年熊本地震以降の主な自然災害

平成28年熊本地震以降も、様々な自然災害が頻発している。

平成28年台風10号

・気象庁が統計を取り始めて以降初めて、東北地方の太平洋側に上陸した台風で、岩手県や北海道で、大雨や土砂災害により多くの被害が発生した。

(被害)人的被害:死者22名、行方不明者5名、重傷者5名、軽傷者10名／住家被害:全壊502棟、半壊2372棟(平成28年11月16日時点)

老健施設の入居者9名の死亡事例が発生し、要配慮者利用施設における避難のあり方に関する検討が求められた。

(DMAT等の活動)DMATは岩手県内の老健施設や医療機関からの患者避難を実施。JMATが避難所支援を実施。

平成29年7月九州北部豪雨災害

・平成29年7月5日「大雨特別警報」を発表。その後、福岡県と大分県を中心とした豪雨災害が発生。

(被害)人的被害:死者42人、行方不明者2名、重傷者9名、軽傷者25名／住家被害:全壊325棟、半壊1109棟(平成30年1月17日時点)

(DMAT等の活動)DMATは発災初期に病院支援や避難所支援として活動を実施。DPATも避難所巡回等を実施。

平成30年草津白根山噴火

・平成30年1月23日に草津白根山本白根が噴火。

(被害)人的被害:死者1名、重傷3名、軽傷8名／住家被害:被害情報なし(平成30年1月19日時点)

(DMATの活動)群馬県DMATが活動。ドクターヘリも患者搬送目的で2機活動。

平成30年北陸地方を中心とした豪雪

・平成30年の日本の冬は冬型の気圧配置が強く、特に2月上旬に北陸地方で記録的な降雪が発生。

(被害)人的被害:死者18人、重傷者103名、軽傷者212名／住家被害:全壊2棟、半壊5棟(平成30年2月15日時点)

医療機関等への重油の供給に関して、降雪に伴う道の途絶や、平時には取引を行っていない石油販売業者に対して燃料供給の緊急要請があったため、燃料供給に関して混乱が生じた。